

# 活用しよう!! 労働委員会

「労働組合に加入したら解雇された！」  
 「会社が団体交渉に応じてくれない！」  
 「組合をやめたら昇進させてやると言われた！」



『活用しよう 労働委員会』（2007年発行 税込2000円）は、現在も書店やインターネットで購入でき、労働組合・弁護士をはじめ多くの方々に活用されています。大阪労働者弁護団では、最新情報や実践的な内容を盛り込んだ改訂版を2025年春頃出版を目指して準備中です。この講座を会場で受講される方には、当日のレジュメとは別に2007年版書籍をプレゼントいたします。

これらは不当労働行為（労働組合法7条）に該当する行為です。

労働組合や組合員は、使用者による不当労働行為に対して、労働委員会への救済申立を行うことができます。

本講座では、何のために申立てを行うのか、申立てをした後どんな流れになるのかをはじめ、使用者による団結権侵害や団体交渉拒否と闘うための手段として労働委員会の活用の仕方について解説します。

講師陣は、大阪労働者弁護団が出版した『活用しよう 労働委員会』の改訂版執筆メンバーです。

各講師が豊富な実務経験に基づき労働委員会の手続・活用方法をお伝えします。

初歩的な内容から実践的な内容まで、2回に分けて丁寧に解説しますので、両日とも参加されることをお勧めします。当日は、春の基礎講座の際にいただいた労働委員会に関する質問にもお答えします。

多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

## 第1回 11月21日(木) 講師：藤原 航 弁護士・久堀 文 弁護士

- \* 不当労働行為救済申立制度の概要
- \* 不当労働行為の具体例
- \* 不当労働行為救済申立書の記載方法 など

## 第2回 11月28日(木) 講師：三輪晃義 弁護士・網本知晃 弁護士

- \* 不当労働行為救済申立て後の闘い方
- \* 審問手続き
- \* 中労委での再審査申立て手続き・裁判所での取消訴訟手続き
- \* 救済命令を履行しない場合の対応 など



1. 講座時間 18:30～20:30
2. 会場 大阪弁護士会館 1205号室  
大阪市北区西天満 1-12-5
3. 受講方法 WEB：先着100名・会場：先着35名  
メールまたはQRコードで下記をご記入の上、お申し込みください。  
\* お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・  
受講形式・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと  
\* メール送信先：lala-osaka1975@nifty.com

### 4. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回1000円

お申込時に必ず所属団体名をご記入ください。

賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えていただいている団体



お申し込みをくださった方に受講料振込口座をお知らせいたしますので、11月13日までに振り込んでください。

入金確認後、受講日の前日までに資料をお送りいたします。

当日必ずご持参ください。

\* いったんお支払いされた受講料は、原則として返金できません。

### 会場：大阪弁護士会館 1205号室

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」出口1 徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1号出口 徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」26号階段 徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」徒歩約15分